愛知県芸術劇場をご利用の皆さまへ

#### 指定管理者

公益財団法人愛知県文化振興事業団 愛知県芸術劇場館長

# 優先申込み受付期間等の変更について(お知らせ)

日頃は、愛知県芸術劇場をご利用いただきありがとうございます。

当劇場では、優れた舞台芸術を鑑賞するより多くの機会を提供するため、一般申込みに先立って受付を行う、優先申込みの制度を設けています。

現在、大ホールでは3年前から、コンサートホールでは2年前から利用申込みを受け付けていますが、より優れた芸術文化公演の提供につなげるため、<u>コンサートホールの利用申込みを、大ホールと同様に3年前から受け付けることとします。</u>

また、優先申込みの受付初日について、現在は申込順で受け付けていますが、利用申込みが増えている昨今の現状を踏まえ、<u>受付初日の午前中は一括受付(申込希望日が競合した場合は抽選)とします。</u>

なお、変更時期等については下記のとおりです。

お申込みにあたっては、別紙1「平成29年10月の優先申込みについて」及び別紙2「平成29年11月以降の優先申込みについて」を、必ずご確認ください。

ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 コンサートホールの優先申込み受付期間 (平成 29 年 10 月 1 日から) 利用希望日の属する月の 36 月前の月の初日から 14 月前の月の末日まで
- 2 優先申込みの受付方法 (平成29年11月1日から)
- (1) 一括受付

受付初日の午前10時から午前11時まで、公演企画書等の提出書類を受け付けます。申込希望日が競合した場合は、午前11時から抽選で利用者を決定します。

(2) 申込順受付

受付初日の午後1時以降は、申込順で受け付けます。

受付初日:毎月1日(受付初日が休館日の場合は、その翌日)

受付時間:平日は午前10時~午後6時、土・日・祝日は午前10時~午後5時(休館日を除く)

# <参考> 優先申込み受付初日の申請について

平什如口	新たに申請できる期間		平八十六
受付初日	大ホール	コンサートホール	受付方法
平成 29 年 10 月 1 日(日)	平成 32 年 10 月分	平成 31 年 10 月分~ 平成 32 年 10 月分	申込順
平成 29 年 11 月 1 日(水)	平成 32 年 11 月分		
平成 29 年 12 月 1 日(金)	平成 32 年 12 月分		一括受付(抽選)
平成 30 年 1月4日(木)	平成 33 年 1 月分		午後 1 時から申込
平成 30 年 2月1日(木)	平成 33 年 2 月分		順受付
平成 30 年 3 月 1 日(木)	平成 33 4	軍 3月分	

# 【問合せ先】

公益財団法人愛知県文化振興事業団

劇場運営部 劇場運営グループ

電話:052-971-5609

# <大ホール・コンサートホール> 平成 29 年 10 月の優先申込みについて

## 1 優先申込み受付期間

# 利用希望日の属する月の36月前の月の初日から14月前の月の末日まで

平成 29 年 10 月の申込みでは、平成 30 年 12 月分~平成 32 年 10 月分を受け付けます。 なお、コンサートホールについては、平成 31 年 10 月~平成 32 年 10 月 (13 か月分) が 新たに申込み可能な期間となります。

# 2 受付方法

# (1) 受付初日

- ○平成29年10月1日(日) 午前10時~午後5時
- ○申込順(窓口に来られた方を優先)に受け付けます。
- ○申込みできる公演数に制限は設けませんが、<u>仮押さえは、平成 29 年 10 月末日まで</u> に、所定の書類が提出できる催物に限ります。

# (2) 受付初日以外

- ○午前10時~午後6時(土・日・祝日は午後5時まで)、休館日を除く
- ○申込順に受け付けます。

## 3 受付場所

愛知芸術文化センター施設利用受付窓口(地下2階アートプラザ内)

#### 4 その他

#### (1) 仮押さえについて

- ○仮押さえ後は、お早めに公演企画書等所定の書類を提出してください。
- ○日程調整のため複数枠が必要な場合も、1公演につき2枠を限度とします。
- ○1 か月を超えて仮押さえを継続することは、固くお断りします。
- ○仮押さえ後は、お電話等で状況を確認させていただく場合があります。

# (2)優先申込み後の手続について

所定の書類を受理した翌月に開催される愛知県芸術劇場利用調整委員会に諮り、選 考されます。**選考された後は、所定の期限までに申請書類等を提出してください。** 

# <大ホール・コンサートホール> 平成 29 年 11 月以降の優先申込みについて

#### 1 優先申込み可能期間

利用希望日の属する月の36月前の月の初日から14月前の月の末日まで

平成 29 年度の受付初日	申込み可能期間	
平成 29 年 11 月 1 日(水)	平成 31 年 1 月分~平成 32 年 11 月分	
平成 29 年 12 月 1 日(金)	平成 31 年 2 月分~平成 32 年 12 月分	
平成 30 年 1 月 4 日(木)	平成 32 年 3 月分~平成 33 年 1 月分	
平成 30 年 2 月 1 日(木)	平成 32 年 4 月分~平成 33 年 2 月分	
平成 30 年 3 月 1 日(木)	平成 32 年 5 月分~平成 33 年 3 月分	

#### 2 受付方法

(1)受付初日(月の初日)

## ア 一括受付

- ○午前 10 時~午前 11 時
- ○公演企画書等所定の書類を受け付けます(仮押さえの申し込みは不可)。
- ○申込希望日が競合した場合は、午前11時から抽選で利用者を決定します。

#### イ 申込順受付

○午後1時から午後6時(土・日・祝日は午後5時)まで

## (2) 受付初日以外

- ○午前10時~午後6時(土・日・祝日は午後5時)、休館日を除く
- ○申込順に受け付けます。

#### 3 受付場所

愛知芸術文化センター施設利用受付窓口(地下2階アートプラザ内)

# 4 その他

# (1) 仮押さえについて

- ○仮押さえ後は、お早めに公演企画書等所定の書類を提出してください。
- ○日程調整のため複数枠が必要な場合も、1公演につき2枠を限度とします。
- ○1 か月を超えて仮押さえを継続することは、固くお断りします。
- ○仮押さえ後は、お電話等で状況を確認させていただく場合があります。

#### (2)優先申込み後の手続について

所定の書類を受理した翌月に開催される、愛知県芸術劇場利用調整委員会に諮り選 考されます。**選考された後は、所定の期限までに申請書類等を提出してください。**